

様式第1号（第6条関係）

市立図書館雑誌スポンサー制度申込書

年 月 日

（宛先）南砺市教育委員会

申込者 所在地
名 称
代表者名

㊦

南砺市立図書館雑誌スポンサー制度を利用したいので、南砺市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申し込みます。

なお、教育委員会が当方の市税等の納付状況を調査することに同意します。

提供する雑誌の名称及び提供先 （希望順に記載）	提供する雑誌の名称		提供先(該当図書館欄に○)				
	中央	城端	平	井波	福野		
雑誌提供 希望期間 (広告掲載期間)	年 月 日から 年 月 日まで						
掲載する 広告の内容							
担当者の 連絡先	担当者名						
	電話番号						
	ファックス番号						
	メールアドレス						

- 添付書類 1. 掲載しようとする広告の図案及び原稿
2. 申込者の概要が分かる書類

様式第2号（第10条関係）

市立図書館雑誌スポンサー制度採択（不採択）決定通知書

年 月 日

様

南砺市教育委員会教育長 印

年 月 日付けで申込みがあった南砺市立図書館雑誌スポンサー制度について、次のとおり決定したので、南砺市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第10条第1項の規定により、次のとおり通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 採択 <input type="checkbox"/> 不採択					
	※不採択の場合はその理由					
提供を受ける雑誌の名称及び提供先	提供する雑誌の名称	提供先(該当図書館欄に○)				
		中央	城端	平	井波	福野
雑誌受入期間 (広告掲載期間)	年 月 日から 年 月 日まで					
掲載する 広告の内容						

- 備考
1. 提供を受ける雑誌の所有権は、南砺市教育委員会に帰属します。
 2. 雑誌の配架の位置、保存期間、廃棄その他提供を受ける雑誌の取扱については、南砺市立図書館長が決定します。
 3. 提供を受ける雑誌の刊行の廃止その他の理由により図書館に雑誌を提供できなくなるおそれがあるときは、あらかじめ教育委員会と協議してください。
 4. 広告の掲載内容を変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会に申し出て、変更の決定を受けてください。

様式第3号（第10条関係）

覚 書

南砺市教育委員会（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）は、南砺市立図書館雑誌スポンサー制度に基づく雑誌の提供に関し、次のとおり覚書を締結する

（提供雑誌）

第1条 甲は、乙から末尾記載の雑誌（以下「提供雑誌」という。）の提供を受けるものとする。

（広告掲載の方法）

第2条 甲は、提供雑誌の最新号にカバーを掛け、乙の広告をカバーに掲載することができる。ただし、広告の掲載内容等については、事前に甲乙協議するものとする。

（提供の期間）

第3条 提供雑誌の提供期間は、乙が広告の掲載を決定した月の翌月から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の2月前までに、甲乙のいずれかから書面による解約の意思表示がない場合は、従前の契約と同一の条件で1年間更新し、その後も同様とする。

（提供雑誌の購入代金の支払方法）

第4条 提供雑誌の購入代金の支払は、甲が発行する納入通知書により最寄りの行政センター又は市の指定金融機関で支払うものとする。

2 乙は、前項の納入通知書を受領したときは、指定された期日までにこれを納入するものとする。

3 乙が、提供雑誌の購入代金の支払を口座振込とするときは、手数料は乙の負担とする。

4 提供雑誌が休刊又は廃刊となったときは、乙は甲と協議の上、別の雑誌に振り替えて提供することができる。

（広告掲載の責務）

第5条 乙は、乙が掲載した広告の内容等に関する一切の責任を負う。

2 乙は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に係る全ての権利処理等が完了していることを甲に対し保障するものとする。

3 第三者から広告に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとする。

（協議）

第6条 この覚書に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲乙が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

この覚書は2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保管するものとする。

年 月 日

甲 南砺市
教育委員会
教育長

印

乙 所在地
名 称
代表者

印

末尾記載

提供雑誌の名称	提供先(該当図書館欄に○)				
	中央	城端	平	井波	福野

様式第4号（第13条関係）

市立図書館雑誌スポンサー制度広告掲載内容変更届

年 月 日

（宛先）南砺市教育委員会

申込者 所在地
名 称
代表者名

㊦

南砺市立図書館雑誌スポンサー制度における広告掲載内容を次のとおり変更したいので、南砺市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第13条第1項の規定により、次のとおり届け出ます

変更時期	年 月 日（予定）	
変更内容		
担当者の 連絡先	担当者名	
	電話番号	
	ファックス番号	
	メールアドレス	

備考 新たに掲載しようとする広告の図案及び原稿を添付してください。

図書館記載欄

処理状況等を記載

処理状況等を記載

様式第5号（第14条関係）

市立図書館雑誌スポンサー制度雑誌提供中止届

年 月 日

（宛先）南砺市教育委員会

申込者 所在地
 名 称
 代表者名 ㊟

都合により、南砺市立図書館雑誌スポンサー制度による雑誌の提供を中止したいので、南砺市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第14条の規定により、次のとおり届け出ます。

提供を中止する雑誌の名称及び提供先	提供する雑誌の名称	提供先(該当図書館欄に○)				
		中央	城端	平	井波	福野
当初の雑誌提供期間 (広告掲載期間)	年 月 日から 年 月 日まで					
提供を中止する時期又は巻号	年 月 日 (号) から中止希望					
担当者の連絡先	担当者名					
	電話番号					
	ファックス番号					
	メールアドレス					

図書館記載欄

処理状況等を記載

処理状況等を記載

様式第6号（第15条関係）

市立図書館雑誌スポンサー制度取消し決定通知書

年 月 日

様

南砺市教育委員会教育長 印

年 月 日付けで採択を決定した南砺市立図書館雑誌スポンサー制度について、次の理由により決定を取り消したので、南砺市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第15条の規定により通知します。

取消しの理由

南砺市立図書館雑誌スポンサー制度募集要領

1 制度の目的

南砺市立図書館（以下「図書館」という。）に配架する雑誌を広告媒体として民間事業者等に提供し、その事業活動等の情報発信の場を提供するとともに、図書館資料を充実させ、もって市民の図書館利用サービスの向上を図ることを目的とします。

2 雑誌スポンサー制度の内容

- (1) 雑誌スポンサー制度を利用し、広告を掲載する民間事業者等（以下「スポンサー」という。）に、図書館に配架する雑誌の購入代金を負担していただきます。
- (2) 前号により、配架する雑誌の最新号について、そのカバーの表面にスポンサーの名称を、カバーの裏面に広告をそれぞれ掲載することができます。
- (3) この雑誌スポンサー制度における雑誌の調達は図書館で行うこととし、その雑誌の所有権は南砺市に帰属します
- (4) スポンサーは、図書館が作成する「雑誌配架リスト」から、図書館別に雑誌を選定していただきます。
- (5) 「雑誌配架リスト」に掲載した雑誌以外に、この雑誌スポンサー制度は利用できません。
- (6) 寄贈された雑誌については、雑誌スポンサー制度の対象としません。

3 スポンサー及び広告の内容

- (1) スポンサーは、民間事業者等及び公共的団体又はこれに類する者とし、個人は対象としません。また、南砺市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱（平成28年南砺市教育委員会告示第9号）第3条各号のいずれかに該当する業種又は事業者は対象としません。また、広告掲載中に、これらに該当することになった場合も含みます。
- (2) 広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性を損なうおそれのないもので、南砺市広告掲載要綱（平成19年南砺市告示第31号）第3条に該当する広告の範囲に該当するものに係る広告は掲載しません。また、広告掲載中にこれらに該当するに至った場合も同様とします。

4 広告の規格及び掲載方法

- (1) 提供していただく雑誌の最新号のカバーの表面に、スポンサー名等を表示します。スポンサー名はスポンサーが希望される原稿の提出を受け、図書館で作成します。掲載するスポンサー名等の大きさは、縦4センチメートル、横13センチメートル以内とし、提供位置はカバーの中心から下側の部分とします。
- (2) 提供していただく雑誌の最新号のカバーの裏面に、広告1枚を提供できます。掲載する広告は、片面印刷のものとし、裏表紙と同じ大きさ（雑誌の種類により、A4、B5、B6程度）とします。なお、裏面の広告はスポンサ

ーが作成したものとします。なお、裏面の広告は、広告を掲載を決定した月の翌月から当該年度の3月31日までの間とし、最大年間3回までとします。
(3) 南砺市立図書館のホームページに、スポンサー名称等を記載した「雑誌スポンサー制度スポンサー一覧表」を掲載します。

5 広告の掲載期間

広告の掲載期間は、南砺市教育委員会が掲載を決定した月の翌月からその年度の3月31日までとします。また、広告の掲載満了の2月前までに、スポンサーから南砺市立図書館雑誌スポンサー制度雑誌提供中止届（南砺市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱様式第5号）の提出がない場合は、自動的に更新するものとし、その後も同様とします。

6 申込方法及び受付期間

南砺市立図書館雑誌スポンサー制度の申込は、南砺市立図書館雑誌スポンサー制度申込書（南砺市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、中央図書館に申し込みください。申込は随時受付します

- 添付書類
- (1) 掲示しようとする広告の図案及び原稿
 - (2) スポンサーになろうとする者の概要がわかる書類

7 スポンサー及び広告内容の審査

雑誌スポンサー制度の申込があった場合は、スポンサー及び広告内容について、南砺市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱により審査を実施します。

8 契約

スポンサーに採択された場合は、教育委員会と覚書（南砺市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱様式第3号）を締結します。

9 提供していただく雑誌の購入代金の支払い方法

スポンサーに提供いただく雑誌の購入代金の支払いは、図書館が発行する納入通知書により最寄りの行政センターもしくは指定金融機関にお支払いください。

- (1) スポンサーが、提供雑誌の支払いを銀行口座振替とする場合、振込手数料はスポンサーの負担とします。
- (2) 提供雑誌が休刊又は廃刊となった場合は、スポンサーは教育委員会と協議の上、別の雑誌に振り替えて提供することができるものとします。

10 広告掲載内容の変更

スポンサーが広告の掲載内容を変更しようとするときは、変更しようとする日の2月前までに、南砺市立図書館雑誌スポンサー制度広告掲載内容変更届（南砺市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱様式第4号）を教育委員会に提出してください。なお、変更する広告内容については、教育委員会の採択が決定した後に掲載することになります。

11 雑誌の提供の中止

スポンサーが、当該年度の3月31日をもって雑誌の提供を中止しようとするときは、2月前までに南砺市立図書館雑誌スポンサー制度雑誌提供中止届（南砺市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱様式第5号）により教育委員会に提出してください。

12 スポンサーの取消し

スポンサーから前項の南砺市立図書館雑誌スポンサー制度雑誌提供中止届が提出された場合、又はスポンサーが南砺市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第3条各号のいずれかに該当するときは、南砺市立図書館雑誌スポンサー制度取消決定通知書（南砺市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱様式第6号）により通知し、スポンサーの取消し及び広告の掲載を中止します。

13 その他

- (1) 同一の雑誌に対し、複数の応募があった場合は、次の順で選定します。
 - ア 申込の先着順とします。
 - イ 2年目以降は、前年度のスポンサーが優先となります。
- (2) 申込に際し、ご記入いただきました個人情報、南砺市個人情報保護条例（平成17年条例第1号）に基づき、雑誌スポンサー制度に関するものについてのみ使用します。

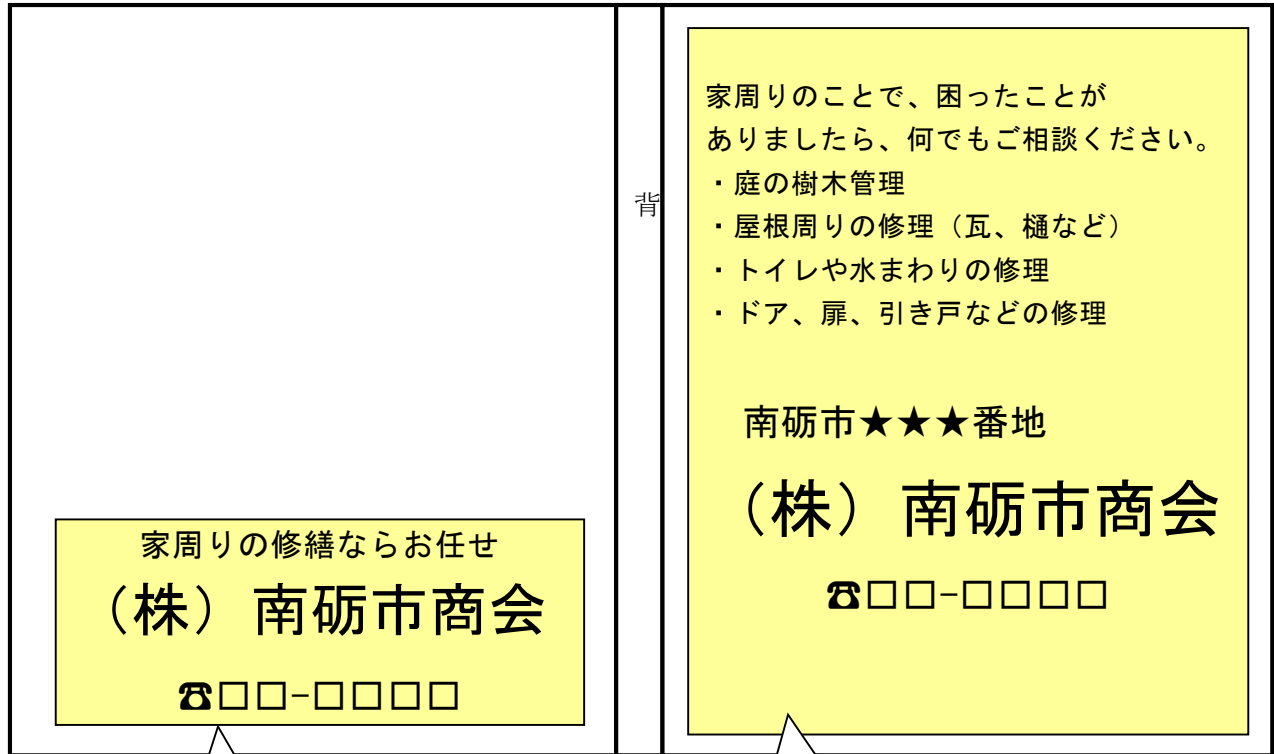
附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

【広告イメージ】

雑誌広告イメージ
(表面)

(裏面)



- ・サイズ：4 cm × 13 cm以内
- ・作成は、図書館でします。
- ・スポンサーの方は、原稿を図書館へ提出ください。ただし、内容により提示いただいた内容全てを表示できない場合があります。

- ・サイズ：雑誌の大きさによる (最大A4サイズ程度)
- ・広告は、スポンサーで作成し、図書館へ提出してください。
- ・広告内容は、最大年間3回変更できます。